

介護保険料の お知らせ

7月初旬に65歳以上の方へ 納入通知書をお送りします

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていく仕組みです。

保険料の決まり方について

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市で決められた基準額(年額68,880円)をもとに、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況に応じた負担になるように段階的に決まります。

保険料の 納め方は2種類

特別 徴収

年金が年額18万円以上の方は、あらかじめ年金から差し引かれます。ただし、次のような場合には一時的に納付書(普通徴収)で納めていただきます。

- 年度途中で65歳になった
- 転入
- 保険料の所得段階が変更になった など

普通 徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書で納めていただきます。

※期日までに市役所会計課・支所、指定金融機関でお支払いください。便利な口座振替がおすすめです
※第1期の納期限は8月1日(月)です

※介護保険料は支払い方法を選択することはできません。原則特別徴収です

介護保険料に関する減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合、下記の要件を満たした方は申請により減免することができます。

【対象者】

- ①主たる生計維持者が死亡または危篤な傷病を負った世帯…全額免除
- ②主たる生計維持者の事業収入等(不動産収入、事業収入、給与および山林収入)が減少しており、次のいずれにも当てはまる世帯…全額または一部免除

ア. 本年の収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少していること

イ. 減少している事業の所得以外の令和3年中の合計所得が400万円以下であること

※減免の対象となる介護保険料は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限のもの

※第1段階から第3段階の保険料は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い軽減されています

令和4年度の保険料一覧

所得段階	対象者	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.30	※20,660円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.45	※30,990円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.70	※48,210円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	61,990円
基準額 第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	68,880円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	82,650円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30	89,540円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	103,320円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.75	120,540円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.85	127,420円

水平社宣言から100年

じんけん
通信

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

この言葉を聞いたことがありますか？

これは日本で初めての人権宣言と言われる「水平社宣言」の一部です。

人権課 TEL 57-8507
FAX 56-0576

1922年(大正11年)部落差別の解消を目指した全国水平社の創立宣言から今年で100年を迎えました。しかし現実には、100年を経た今でも、差別や偏見に苦しんでいる人がいます。

毎年7月10日から20日は、高知県の「部落差別をなくする運動」強調旬間です。水平社宣言を読んで、同和問題を考えるきっかけにしてみてください。

全国水平社とは

長い間、いわれのない部落差別に苦しんでいた人々が結成した組織です。京都で行われた創立大会には、全国から大勢の人が集まりました。左の資料はその際の宣言文の複製です。

傾きがなく平らな「水平」な状態のように、人は生まれながらにして自由で平等な存在であり、差別のない社会を実現しようという願いが込められています。



お互いを尊重する
気持ちを大切に!



水平社

水平社宣言をわかりやすく直したものです。
ぜひ読んでみてください。

全国各地で、歯を食いしばっている差別部落のみなさん、今こそ手を取り合って進みましょう。

長い間(600年間)いじめられ差別を受けてきた差別部落のみなさん。

1871年(明治4年)の解放令から約50年、私たちのためと云って、多くの人々によって差別をなくすための運動が行われてきました。しかし、それらの運動はあまり役に立ちませんでした。人間は平等であり、尊敬すべきものなのです。

しかし、人をあわれんだり、同情したりする考え方しか持たない人々は、私たちを気のどくな人たちだと思って運動してきたのです。

私たちを救ってあげようという運動は、かえって多くの私たちの仲間をだめにしてしまいました。

だから、今、差別を受けている私たち自ら立ち上がったのです。

人間だれをも尊敬し、大切にすることによって差別のない社会をつくらうという運動を自主的にはじめたのです。私たちは私たちの手で部落差別をなくしてゆきます。

被差別部落のみなさん、私たちの祖先是差別を受けながらも、自由で平等な社会を願い、闘ってきました。

宣言

私たちは政府の身勝手な政治によってつくられた身分制度の犠牲者であったが、世の中に欠かすことのできない仕事に携わり、社会を支える存在でもあったのです。

その中でさまざまな差別を受けてきたのです。

しかし、そんな悪夢のような差別の中でも、私たちの祖先の体の中には、誇り高く生き抜こうとする人間のあたたかい血が残っていました。

そして、その血を受けついで私たちは「民衆が世の中の主人公になる時代」にたどりついたのです。

私たちが、被差別部落の人間であることを誇りうる時代がやってきたのです。

私たちは、この世の中が、私たちを差別することのみにくさに気づかない人々や、差別されること(のらに気づかない人々)が多くいる冷たい世の中だということを知っています。だから私たちは、心から人間の尊さやあたたかさ大切にされる、差別のない世の中を心から願うものなのです。

水平社はこうして生まれました。
人の世に熱あれ、人間に光あれ

大正11年3月 水平社

※この記事の中の水平社宣言の画像と宣言文は、高知県教育センター「人権教育資料集I(同和問題)つながり」より引用して作成しました